

## 徴収猶予・申請による換価の猶予・県税の減免

納期限までに税金を納められない等次のような事情がある場合は、申請により、徴収の猶予などが認められる場合があります。管轄の県税事務所又は自動車税事務所にご相談ください。

### 徴収猶予

- 本人の財産について災害又は盗難にあったとき。
- 本人や家族が病気になったり、負傷したとき。
- 事業をやむを得ない理由により廃業・休業したとき。
- 事業に大きな損失を受けたとき。

### 申請による換価の猶予

次の2つの要件を両方とも満たす場合。(既に県税を滞納している場合、この換価の猶予制度は利用できません。)

- 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 納税について誠実な意思を有すると認められること。

### 県税の減免

- 個人の事業税で、災害により事業用資産に2分の1以上の損害を受け、かつ前年における事業の所得が1,000万円以下であるとき。
- 不動産取得税で、災害により滅失し、若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害の日から3年以内に取得したとき又は取得してから1年以内に災害により不動産が滅失し、若しくは損壊したとき。
- 自動車税(環境性能割・種別割)で、心身に一定の障害がある方などの移動のために自動車を使用するとき。
- 自動車税(種別割)で、災害により自動車に損害を受け、価額の2分の1以上の金額に相当する修繕費を支出したとき。
- 自動車税(環境性能割)で、災害により自動車が滅失又は損壊し、代替りの自動車を取得したとき。
- 軽油引取税で、軽油の代金などを受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき又は受け取った税金を災害により失ったとき。

## 県税の課税免除・不均一課税

一定の要件を満たす場合は、申請により、県税の課税免除及び不均一課税が認められる場合があります。管轄の県税事務所にご相談ください。

- 産業振興促進区域内※における県税の課税免除(事業税、不動産取得税、固定資産税)
  - ・製造の事業等の用に供する設備の取得等で一定の要件を満たす場合
  - ・畜産業・水産業を行う個人が一定の要件を満たす場合

※過疎地域の市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において記載される産業の振興を促進する区域
- 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除(法人県民税均等割、不動産取得税、自動車税(環境性能割))
  - ・設立の日以後3箇年以内の特定非営利活動法人で一定の要件を満たす場合

※法人県民税均等割については、収益事業を行わない場合は4箇年以降も課税免除申請が可能(栃木県県税条例による免除)
- 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税(事業税、不動産取得税、固定資産税)
  - ・東京23区から地方活力向上地域※に本社機能の移転を行う場合で一定の要件を満たす場合

※三大都市圏以外の地域であり、かつ、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域として栃木県が地域再生計画において設定する地域
- 自動車税(種別割)の課税免除
  - ・消防専用自動車及び救急専用自動車
  - ・専ら公用又は公共の用に供するもので、一定の要件を満たす場合
  - ・幼稚園、保育所または幼保連携認定こども園を設置する者が所有し、専ら児童の輸送の用に供する自動車で、一定の要件を満たす場合